

# 一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック派遣委員会 日本代表選手団行動規範

## (目 的)

第1条 この規範は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック派遣委員会（以下「派遣委員会」という。）が国際総合競技大会等に派遣する競技者及びスタッフ（以下「日本代表選手団員」という。）に対して、日本代表選手団員が遵守すべき基本的な行動規範を定め、本連盟に対する社会的信頼を維持・確保するとともに、競技力の向上と競技の普及・発展に寄与することを目的とする。

## (一般規範)

第2条 日本代表選手団員は、次に定める事項を理解し、スポーツ・インテグリティの向上に努める。

### (1) 日本代表選手団員としての責務

選手及びスタッフの一人ひとりが日本のデフスポーツを代表しているという高い意識を持ち、規律ある行動をとる責務を負っていることを理解すること。日本代表に係る各種規程を理解し遵守すること。また、デフスポーツの価値に対する倫理観を持ち、誠実にその価値向上に努めること。

### (2) 社会への貢献

日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献すること。

### (3) 差別の排除

社会生活及び競技活動において、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ又は学歴等を理由とした差別を行わず、人権を尊重し、平等に対応すること。

## (コンプライアンスに係わる行動規範)

第3条 日本代表選手団員は、自らの価値を守り、高めるために、次に定める事項を遵守しなければならない。

### (1) 法令遵守

法令や社会規範を遵守し、公序良俗に反する行為を行わないこと。

### (2) ハラスメント・暴力行為の禁止

それぞれの立場を利用したハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント等）・暴力行為を行わないこと。一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会（以下、スポーツ委員会）が定める「倫理規定」を理解し、倫理に反する行為を行わないこと。

### (3) 補聴器／増幅器ないしは人工内耳対外装置装用の禁止

日本代表選手団員は国際ろう者スポーツ委員会のオーディオグラムに関する規則を熟読し、自らの責任において違反行為を行わないよう最大限の注意を払うこと。

### (4) ドーピング行為の禁止

日本代表選手団員はアンチ・ドーピングに関する理解を深め、自らの責任において違反行為を行わないよう最大限の注意を払うこと、特に居場所情報関連義務について留意すること。派遣委員会からの健康状態や薬・サプリメント等に関する事前調査に真摯に回答及び申告すること。申告された薬・サプリメント等が禁止物質を含む（可能性がある）と派遣委員会が判断した場合には、直ちに摂取を中止すること。

#### （5）公式服装の着用

派遣委員会又はその他の団体が開催する競技会、遠征、合宿、及び、レセプション等の行事において、別途定める「日本代表選手団公式服装着用規程」を遵守し、派遣委員会が公式服装の着用を求めたときは、その衣服を着用すること。衣服の着用にあたっては、品位を重んじ適切な着用方法をする事。

#### （違反に対する処分）

第4条 日本代表選手団員が、第2条及び第3条の行動規範に違反することが認められた場合には、日本代表を取り消すことがある。また、スポーツ委員会が定める「倫理規程」に違反することが認められた場合には、同「懲戒処分規程」の定めるところにより処分を行う。

#### （改廃）

第5条 本規範の実施に関し必要な事項等の改廃は、全日本ろうあ連盟理事会の議決を経て、全日本ろうあ連盟評議員会に報告する。

#### 附則

1 本規範は、2025年7月13日から施行する。